解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年九月二十八日福井県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十四日

福井県あわら市春宮三丁目一番三二号
金津東部土地区画整理組合
代表清算人　浅田　茂吉

解散公告（第三回）

当法人は平成二十二年五月三十一日開催の理事会において解散を決議し、鹿児島労働局長及び鹿児島県知事の承認により平成二十二年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十四日

鹿児島市山之口町一番一〇号
財団法人鹿児島県雇用支援協会
代表清算人　永山　在紀

配当公告

岡山市北区芳賀五三一六番地
破産者　株式会社トライテックス
右の者に対する岡山地方裁判所平成二十年（フ）第二十一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、四一八、六〇八、八九四円

一、配当することのできる金額
金二九、五二四、二六四円

平成二十二年十月十四日

岡山市北区南方一丁目六番五号司法ビル五階
破産管財人　弁護士　石井　克典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県潟上市天王字上北野一二六番地二一、最後の住所秋田県南秋田郡天王町天王字上北野一二六番地二一

被相続人　亡　瀬下　茂治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十四日

秋田県秋田市山王五丁目三番二五号藤本ビル三F
相続財産管理人　弁護士　荘司　昊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市亀ノ丁堀反町九番地、最後の住所秋田市土崎港南三丁目一番六八号

被相続人　亡　池田　鉄雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十四日

秋田県秋田市山王六丁目一三番一五号
相続財産管理人　三浦　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市成川字上谷地五四番地の一、最後の住所福島県福島市南町五〇番地の三エトワール福島南町マンション五〇五号

被相続人　亡　渡邉　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十四日

福島県福島市花園町二番三五号花園レジデンス一〇二号
相続財産管理人　弁護士　紺野　明弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県流山市大字東深井一三七番地、最後の住所千葉県流山市大字東深井一三七

被相続人　亡　須賀サダ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十四日

事務所千葉県松戸市本町一八―四ＮＢＦ松戸ビル五階ときわ綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　内藤　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋馬喰町一丁目三番地一、最後の住所東京都杉並区清水一丁目二二番九号　ウエストウィンズ館一〇六

被相続人　亡　西野喜々子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目一六番七号ピュア虎ノ門ビル三階
相続財産管理人　弁護士　小西　輝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡松川町元大島二五九五、最後の住所長野県下伊那郡大鹿村大河原三五四―四

被相続人　亡　杉本　眞弓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十四日

長野県伊那市境一〇四七番地中村ビル
相続財産管理人　弁護士　平島　史彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市緑区鳴海町字前之輪六六番地二、最後の住所愛知県名古屋市緑区鳴海町字前之輪六六番地の二

被相続人　亡　浅野　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十四日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二番二九号ヤガミビル五〇一号六〇一号
相続財産管理人　勝又　敬介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市車崎一丁目一七六五番地、最後の住所大阪市東淀川区淡路四丁目二七番二〇号

被相続人　亡　矢野あさ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十四日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階
相続財産管理人　弁護士　細見　文博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府船井郡丹波町字実勢小字下岡四七番地の二、最後の住所大阪市旭区高殿六丁目一二番三二―六一四号

被相続人　亡　渓　武司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十四日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階
相続財産管理人　弁護士　細見　文博

第39期決算公告

平成22年10月14日
神奈川県厚木市山際428番地4
株式会社オーネックスライン
代表取締役　大屋　和雄

貸借対照表の要旨（平成22年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	243,679
	固定資産	243,581
	合計	487,261
負債及び純資産の部	流動負債	172,171
	固定負債	198,140
	株主資本	117,126
	資本金	50,000
	資本剰余金	67,126
	利益剰余金	1,510
	利益準備金	65,616
	その他利益剰余金	(12,640)
	（うち当期純利益）	△177
	評価・換算差額等	
	合計	487,261

第33期決算公告

平成22年10月14日
神奈川県厚木市上依知字上ノ原3012番地3
株式会社オーネックスエンジニアリング
代表取締役　大屋　和雄

貸借対照表の要旨（平成22年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	97,975
	固定資産	10,585
	合計	108,560
負債及び純資産の部	流動負債	26,151
	固定負債	10,204
	株主資本	72,204
	資本金	30,000
	資本剰余金	42,204
	利益準備金	170
	その他利益剰余金	42,034
	（うち当期純利益）	(19,275)
	合計	108,560